庁舎等防火管理規則

昭和42年２月14日  
規則第６号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和43年５月31日規則第55号 | 昭和43年７月16日規則第76号 |
|  | 昭和44年４月１日規則第30号 | 昭和45年３月31日規則第40号 |
|  | 昭和47年４月１日規則第81号 | 昭和53年４月18日規則第33号 |
|  | 昭和54年７月17日規則第64号 | 昭和55年３月31日規則第60号 |
|  | 昭和56年10月１日規則第137号 | 昭和57年３月30日規則第19号 |
|  | 昭和59年３月31日規則第40号 | 平成４年３月31日規則第20号 |
|  | 平成５年３月26日規則第22号 | 平成10年４月28日規則第53号 |
|  | 平成10年７月７日規則第69号 | 平成11年３月31日規則第28号 |
|  | 平成13年３月30日規則第29号 | 平成14年３月29日規則第48号 |
|  | 平成17年３月29日規則第115号 | 平成19年３月30日規則第67号 |
|  | 平成22年３月30日規則第32号 | 平成22年８月20日規則第100号 |
|  | 平成24年11月13日規則第99号 | 平成26年３月28日規則第41号 |
|  | 平成28年３月29日規則第25号 | 平成31年３月26日規則第17号 |
|  | 令和３年３月26日規則第22号 |  |

庁舎等防火管理規則をここに公布する。

庁舎等防火管理規則

（趣旨）

**第１条**　この規則は、別に定めがあるもののほか、県庁本庁舎その他知事の管理権原に属する消防法（昭和23年法律第186号）第２条第２項に規定する防火対象物（以下「防火対象物」という。）に係る防火管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（防火管理責任者）

**第２条**　防火対象物についての防火管理に関する業務は、[別表](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.38.0.DATA.html#JUMP_SEQ_86)左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる者（以下「防火管理責任者」という。）が行わなければならない。

*一部改正〔昭和54年規則64号・平成24年99号〕*

（火元責任者）

**第３条**　防火管理責任者は、防火対象物の防火管理の徹底を期するため必要があるときは、関係者と協議して火元責任者を置くことができる。

２　火元責任者は、防火管理責任者又は消防法第８条第１項の規定による防火管理者（以下「防火管理者」という。）の指示に従い、火気の取締りを行うものとする。

*一部改正〔昭和54年規則64号・平成24年99号〕*

（点検調査員）

**第４条**　防火管理責任者は、防火対象物における消火設備、警報設備、避難設備その他の防火管理に関係する設備（以下「防火管理設備」という。）の適正な管理及びその機能の保全を期するため必要があるときは、関係者と協議して点検調査員を置くことができる。

２　点検調査員は、防火管理責任者又は防火管理者の指示に従い、防火管理設備を点検調査するものとする。

*一部改正〔平成24年規則99号〕*

（自衛消防隊）

**第５条**　防火管理責任者は、消防法第８条の２の５又は第14条の４の規定による場合のほか、必要があるときは、火災が発生したときにおいて初期消火活動等を行わせるため、自衛消防隊を置かなければならない。

２　自衛消防隊の組織及び任務は、防火管理責任者が関係者と協議して定めるものとする。

*一部改正〔昭和54年規則64号・平成24年99号〕*

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年５月31日規則第55号）

この規則は、昭和43年６月１日から施行する。

附　則（昭和43年７月16日規則第76号抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年４月１日規則第30号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年３月31日規則第40号抄）

１　この規則は、昭和45年４月１日から施行（中略）する。

附　則（昭和47年４月１日規則第81号抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年４月18日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年７月17日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年３月31日規則第60号）

この規則は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年10月１日規則第137号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年３月30日規則第19号）

この規則は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年３月31日規則第40号抄）

（施行期日）

１　この規則は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月31日規則第20号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定中「県庁分庁舎」を「県庁分庁舎、県庁山下町分庁舎」に改める部分は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年３月26日規則第22号）

この規則は、平成５年３月27日から施行する。

附　則（平成10年４月28日規則第53号）

この規則は、平成10年５月１日から施行する。

附　則（平成10年７月７日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年３月31日規則第28号抄）

（施行期日）

１　この規則は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年６月１日〕から施行する。（後略）

附　則（平成13年３月30日規則第29号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日規則第48号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日規則第115号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第67号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日規則第32号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年８月20日規則第100号）

この規則は、平成22年８月26日から施行する。

附　則（平成24年11月13日規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月28日規則第41号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日規則第25号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月26日規則第17号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月26日規則第22号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 区分 | 防火管理責任者 |
| 県庁本庁舎、県庁新庁舎、県庁東庁舎及び県庁西庁舎に係る防火対象物（以下「本庁庁舎に係る防火対象物」という。） | 総務局長 |
| 神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第２条第１号に規定する本庁機関及び同条第３号に規定する出先機関の長が使用し、又は所管する防火対象物（本庁庁舎に係る防火対象物を除く。） | 神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）第17条第１項の規定により管理又は維持保全を行う者  借り受けている防火対象物にあつては、当該防火対象物を使用し、又は所管する機関の長 |
| 神奈川県警察の組織に関する規則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第２号）第４条の規定により警察本部に置かれている課及び室、同規則第40条から第59条までの規定により置かれている部及び課の附置機関、同規則第71条から第72条の２までの規定により置かれている市警察部、同規則第78条の規定により置かれている相模方面本部、同規則第84条の２の規定により置かれているサイバーセキュリティ対策本部並びに同規則第85条に規定する警察学校の長が使用し、又は所管する防火対象物（本庁庁舎に係る防火対象物を除く。） | 警察本部長 |
| 警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）第４条に規定する警察署の長が使用し、又は所管する防火対象物 | 当該警察署の長 |

*一部改正〔昭和43年規則55号・76号・44年30号・45年40号・47年81号・53年33号・55年60号・56年137号・57年19号・59年40号・平成４年20号・５年22号・10年53号・69号・11年28号・13年29号・14年48号・17年115号・19年67号・22年32号・100号・24年99号・26年41号・28年25号・31年17号・令和３年22号〕*